

令和6年11月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】1

【改正箇所】第4章第2節第3(3)技能実習生の基準に関するもの

改正	現行
<p>○ 規則第10条第2項第3号子の「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情については、<u>①転籍、②再実習（同業種）を参照してください。また、①転籍、②再実習（同業種）により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。</u></p> <p>なお、中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定手続により行えることとしています（中断後の再開に係る手続の詳細については後記第13節第4を参照してください。）。</p> <p>① 転籍 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を<u>継続する</u>ことが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。<u>転籍を認め得るやむを得ない事情の例は以下のとおりです。</u></p> <p>なお、<u>以下の例に該当する場合であっても、専ら技能実習生の責めに帰すべき事情による実習先の変更（転籍）は認められません。</u></p>	<p>○ 規則第10条第2項第3号子の「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、<u>以下のものが該当します。</u>①転籍、②再実習（同業種）により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。なお、中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定手続により行えることとしています（中断後の再開に係る手続の詳細については後記第13節第4を参照してください。）。</p> <p>① 転籍 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を<u>続けさせる</u>ことが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。<u>この場合は、新規の技能実習計画の認定申請に際して、他の添付書類とともに、理由書（様式自由）と転籍を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。</u></p>

【転籍を認め得るやむを得ない事情】

(新設)

i 実習実施者から雇用関係を打ち切られたと認められる場合等

典型的には、実習先の経営上・事業上の都合（倒産、廃業、事業縮小など）を理由とした整理解雇（雇い止め）が当たりませんが、解雇の理由はこれに限られません。解雇が法的に無効な場合にも、形式的に解雇を通知されていることをもって、やむを得ない事情に該当します。なおそのような場合には、実習実施者が正当な理由なく一方的に実習を打ち切ったとして、別途実習認定の取消事由に該当する可能性があります（第4章第8節参照）。

また、実際に解雇まで至らずとも、経済的事情による事業規模の縮小等（事業転換・再編を含む。）に伴い、技能実習の継続が困難になった場合も該当します。

ii 実習実施者と技能実習生の間で雇用契約を合意解除したと認められる場合

典型的には、実習実施者の役職員と当該技能実習生の間でトラブルが発生するなどして信頼関係の修復が困難となり、互いの合意の上で雇用契約を解除する場合があります。

実習実施者が技能実習生に対して、退職に合意する旨の書面へのサインを強要した場合など、合意解除が無効（取り消し得る）と認められる場合にも、形式的に解除の意思が合致していることをもって、やむを得ない事情に該当します。なおそのような場合には、実習実施者が正当な理由なく一方的に実習を打ち切ったとして、別途実習認定の取消事由に該当する可能性があります（第4章第8節参照）。

iii 実習実施者が重大悪質な法令違反行為を行ったと認められる場合

実習実施者は技能実習生を受け入れる上で各種の労働関係法令、出入国関係法令等を遵守していただく必要があることは言うまでもありませんが、重大悪質な法令違

反行為があった場合、実習認定が取り消される（第4章第8節参照）前であっても、やむを得ない事情に該当します。

典型的には、実習実施者が下記のアないしキの行為を行い、その態様が重大悪質な場合が当たりますが、これらに限られるものではなく、違反の重大悪質性、特に技能実習生にとっての不利益の程度に鑑みて、やむを得ない事情か否かが判断されます。例えば、単独では重大悪質とは認められない法令違反行為であっても、法令違反行為を繰り返す場合には、やむを得ない事情に該当すると認められる可能性があります。

また、転籍を申し出た技能実習生本人に対する行為ではなく、同僚に対する行為である場合でも、やむを得ない事情に該当すると認められる場合があります。

なお、重大悪質な法令違反行為に基づくやむを得ない事情か否かは、実習認定の取消しとは独立に判断されるため、やむを得ない事情があると認められたからといって必ず実習認定が取り消されるわけではありませんが、実際に実習認定が取り消された場合には、当然にやむを得ない事情があると認められます。

ア 実習認定を受けた技能実習計画と実習に齟齬がある場合

技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていた場合や、他者で実習を行わせた場合、実習時間数が認定計画と異なる場合等が該当します。

イ 技能実習生に対する賃金不払いが生じた場合

技能実習生に対する賃金不払い（※）の態様が重大悪質な場合には、vの是正申入れを待たずして、転籍が認められます。

※ 賃金の不払いには、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合における休業手当の不払いも含まれます。

ウ 二重契約を結んだ場合

技能実習計画と反する内容の取決めとして、一定の時間外労働時間数を超過した場合に最低賃金未満の賃金額で支払うとす

る取決めや時間外労働に対して出来高払制で賃金を支払うとする取決め等を結んだ場合が該当します。

エ 欠格事由（技能実習法第 10 条）に該当する場合

例えば、実習実施者に対し、労働安全衛生法の違反で罰金が確定し、欠格事由に該当することとなった場合には、計画認定が取り消される前であっても、転籍が認められます。

オ 技能実習法令違反を犯した場合

例えば

・ 技能実習法第 9 条第 9 号（規則第 14 条第 3 号）に対する違反

技能実習生に監理費を負担させた場合が該当します。

・ 技能実習法第 46 条ないし第 48 条等に対する違反

在留カードや旅券等の保管、外出の不当な制限や恋愛及び妊娠の禁止、技能実習生等との違約金の定めや損害賠償額の予定（例えば、技能実習を途中で止めた場合に違約金を支払う契約の締結）、貯蓄の強制、私物（スマートフォンや通帳等）の不当な管理等が該当します。

カ 出入国関係法令違反を犯した場合

例えば、実習実施者が不法就労助長行為に及んだ場合等が該当します。

キ 労働基準関係法令違反を犯した場合

例えば、実習実施者が違法な時間外労働等を行わせた場合、妊産婦に危険有害業務を行わせた場合、高所での作業において墜落による危険を防止するための労働安全衛生法上必要な措置が講じられていない場合等が該当します。

iv 実習実施者が暴行、暴言、各種ハラスメント等の人権侵害行為を行ったと認められる場合

例えば、以下の行為が該当します。

・ 胸ぐらを掴む、ヘルメットの上から手や工具で叩く、工具を投げつける、火傷をさせる等の暴行

・ 「国に帰れ」や「もう国に帰ってよい」

と帰国を迫る、「バカ」、「使えない」、「死ぬ」などと名誉を毀損・侮辱する、「〇〇人は出来が悪い」等、民族や国籍を理由に差別的な言動をする、母国語を話したら罰金を取ると注意する、土下座や丸刈りを強要する、根拠なく賠償を請求する等の暴言やパワーハラスメント

・技能実習生に抱きつく、無理矢理キスを迫る、必要なく身体に触る、しつこくホテルへ誘う等のセクシュアルハラスメント

・妊娠をしていることを理由に解雇をほめかす等のマタニティハラスメント

v 実習実施者が重大悪質な契約違反行為を行ったと認められる場合

具体的には、雇用契約等の条件又は待遇と実態に、社会通念上、技能実習を継続し難いと認められる相違があり、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合をいいます。雇用契約の条件又は待遇と実態の相違は、典型的には、(iiiとも一部重複しますが)雇用条件書や重要事項説明書に記載された雇用条件に反して、賃金(※)の不払いや正当な理由なく年次有給休暇を取得させない行為、食費等の過剰徴収を行うこと等が該当します。

「雇用契約等」には、雇用契約と密接に関連する契約も含まれます。例えば、技能実習生は通常実習実施者や監理団体が用意した宿泊施設に居住しているところ、この宿泊施設の賃貸借契約は、雇用契約と密接に関連しており、また、宿泊施設の条件は、技能実習生の待遇の一部を構成していると言えます。そのため、実際に居住することとなった宿泊施設が実習実施者や監理団体が技能実習生に説明した宿泊施設の条件に反している場合には「雇用契約の条件又は待遇と実態の相違」があると言えます。

さらに、技能実習生本人の予期せぬ形で、勤務地や宿泊施設の変更等により、本人負担額が増加したり、生活環境の変化が生じたりした場合にも、「雇用契約等の条件又は待遇と実態」に相違があると認められる場合があります。

これらの相違が、社会通念上、技能実習を継続し難い程度に至っていると認められ、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合は、やむを得ない事情に該当します。

※ 賃金の不払いには、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合における休業手当の不払いも含まれます。

是正の申入れは、必ずしも技能実習生本人が行わなければならないものではなく、技能実習生からの相談を受けた機構が、実習実施者又は監理団体に是正を要請する場合も含まれます。

また、同じ違反と是正を繰り返すような場合には、是正が期待できないものとして、是正を申し入れるまでもなく、やむを得ない事情があると認められる可能性があります。

なお、是正とは、原則として契約違反開始時に遡った是正をいいます。

vi 技能実習生が雇用契約締結時に雇用契約書及び雇用条件書等を交付されていない、又は雇用条件や待遇について技能実習生の母国語で説明を受けていない場合

実習実施者は労働基準法上、雇用契約締結の際に技能実習生に対して労働条件を明示する義務があり、技能実習法上も、実習実施者、監理団体等は技能実習生に対して雇用条件書等を提示した上で、技能実習生の母国語で雇用条件を説明することが必要です（第4章第2節第10参照）。この点は技能実習計画認定申請時に確認することとしていますが、万一、これらの義務に違反していたことが事後的に発覚した場合には、やむを得ない事情があると認められます。

vii 上記以外で技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から技能実習を継続することが相当でない事情が認められる場合

例えば、実習開始後に、実習実施場所

で取り扱う食品等に対するアレルギーや疾病を発症し、実習継続が困難になった場合や日常生活に支障をきたすようになった場合等が該当します。

【技能実習生本人から転籍の申出があった場合の対応】

監理団体が、技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）の提出を受けた場合には、直ちに必要な事実関係の確認や是正指導等をした上で、当該技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応（転籍に係る連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第 1-45 号。以下「対応通知書」という。）にて通知することが必要となります。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）の提出を案内してください。申出書については、受領後、受領者の署名欄に記入した上で、原本を技能実習生に返戻してください。

企業単独型実習実施者が、技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）を受けた場合には、直ちに必要な事実関係を確認した上で、当該技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応について遅滞なく「対応通知書」（参考様式第 1-45 号）で通知することが必要となります。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）の提出を案内してください。申出書については、受領後、受領者の署名欄に記入した上で、原本を技能実習生に返戻してください。

団体監理型実習実施者が、技能実習生から、転籍を希望する旨の申出を受けた場合には、直ちにその旨を監理団体に報告してください。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）の提出を案内してください。申出書については、受領後、技能実習生に対して、受領者が署

名した上で原本を返戻し、監理団体に対して、その写しを提出してください。

監理団体が団体監理型実習実施者から上記の報告を受けた場合には、直ちに必要な事実関係の確認や実習実施者に対する是正指導等をした上で、技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応について遅滞なく「対応通知書」(参考様式第 1-45 号)にて通知することが必要となります。

監理団体又は企業単独型実習実施者は、転籍を認め得るやむを得ない事情があると認められた場合には、「実習先変更希望の申出書」(参考様式第 1-44 号)及び「対応通知書」(参考様式第 1-45 号)の写しを添えて技能実習実施困難時届出書(第 4 章第 10 節又は第 5 章第 10 節参照)を提出するとともに、技能実習法第 51 条に基づき、責任を持って他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが必要となります(第 7 章第 2 節参照)。

なお、監理団体は、実習認定の取消事由に該当する疑いがあると認められた場合には、直ちに臨時監査を行うことが必要となります(第 5 章第 2 節第 2 参照)。

※ 転籍の場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

※ 転籍先においても、原則、同一職種・作業の技能実習を行う必要がありますが、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したものの、見つけないといった事情が認められる場合には、同一職種内であれば異なる作業への変更が認められることがあります。

第 2 号又は第 3 号技能実習中に前段階の技能実習と同一職種内の異なる作業への変更が認められた場合、変更後の職種・作業に係る前段階の技能検定等の受検は必須ではありません。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

※ 転籍先においても、原則、同一職種・作業の技能実習を行う必要がありますが、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したものの、見つけないといったやむを得ない事情が認められる場合には、同一職種内であれば異なる作業への変更が認められることがあります。

※ やむを得ない事情により、第 2 号又は第 3 号技能実習中に前段階の技能実習と同一職種内の異なる作業への変更が認められた場合、変更後の職種・作業に係る前段階の技能検定等の受検は必須ではありません。

改正	現行
<p>※ 入国後講習の期間中(企業単独型技能実習の場合は入国後に③の科目が終了するまでの間)に技能実習生を業務に従事させることはできません。</p> <p><u>※ 入国後講習は座学(見学を含む。)により実施することとなっているため、実技により実施することは認められません。</u></p> <p>○各科目における留意点は次に記載しております。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦での生活一般に関する知識</p> <p>技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守る必要があり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法、自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。</p> <p><u>また、本邦での生活に当たって、マイナンバーカードを取得していると、本人確認書類として利用することができるほか、医療機関等の受診の際には、健康保険証として利用することができるなどの利便性があるので、取得のメリットや取得方法を技能実習生にわかりやすく説明してください。</u></p> <p>③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法 その他技能実習生の法的保護に必要な情報(専門的な知識を有する者(第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。)が講義を行うものに限る。)</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれていなく</p>	<p>※ 入国後講習の期間中(企業単独型技能実習の場合は入国後に③の科目が終了するまでの間)に技能実習生を業務に従事させることはできません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○各科目における留意点は次に記載しております。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦での生活一般に関する知識</p> <p>技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守る必要があり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法、自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法 その他技能実習生の法的保護に必要な情報(専門的な知識を有する者(第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。)が講義を行うものに限る。)</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれていなく</p>

<p>ればなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、労働基準法に定める妊娠・出産した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、育児・介護休業法に定める育児休業 ・ <u>「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識、技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法、「実習先変更希望の申出書」（参考様式 1-44 号）を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識</u> ・ その他、<u>(削除)</u>雇用保険や医療保険の切り換え手続、入管法の手続 	<p>ればなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、労働基準法に定める妊娠・出産した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、育児・介護休業法に定める育児休業 ・ <u>(新設)</u> ・ その他、<u>やむを得ない理由による転籍をしなければならなくなった際の対応、</u>雇用保険や医療保険の切り換え手続、入管法の手続
---	--

【通し番号】3

【改正箇所】第4章第3節第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

改正	現行
<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第10条第9号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。</p> <p>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 入管法第73条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）<u>を行い、唆し、又はこれを助けた者</u></p> <p>ウ （略）</p>	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第10条第9号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。</p> <p>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 入管法第73条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）<u>に及んだ者</u></p> <p>ウ （略）</p>

【通し番号】4

【改正箇所】第4章第6節 報告徴収等(技能実習法第13条・第14条)

改正	現行
<p>○ また、技能実習計画の認定に関する業務は、機構に行わせることとされているため、機構においても、実習実施者等や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めること、<u>関係者（入国後講習を受託している機関の職員など）</u>に対し質問すること及び実習実施者等又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています。</p>	<p>○ また、技能実習計画の認定に関する業務は、機構に行わせることとされているため、機構においても、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています。</p>

【通し番号】5

【改正箇所】第4章第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第19条)

改正	現行
<p>○ 団体監理型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、速やかに監理団体に通知しなければなりません。通知を受けた監理団体は、技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく提出しなければなりません（法第33条）。</p> <p><u>○ 技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）によって転籍希望の申出を受けた企業単独型実習実施者又は実習実施者から同申出書の写しの提出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」（第4章第2節第3（3）参照。）があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります（第5章第10節参照。）。</u></p>	<p>○ 団体監理型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、速やかに監理団体に通知しなければなりません。通知を受けた監理団体は、技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく提出しなければなりません（法第33条）。</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】6

【改正箇所】第5章第2節第1 法人形態に関するもの

改正	現行
<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合 (略)</p> <p>③ 公益認定を受けた場合 <u>(削除)</u> には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。</p>	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合 (略)</p> <p>③ 公益認定を受けた場合 <u>(※)</u> には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。</p> <p><u>※ 監理団体の許可申請から一定の期間を経過してもなお、公益認定を受けることができない場合は、一般社団法人又は一般財団法人として、監理団体の許可申請に係る審査を行います。</u></p> <p>④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。</p>

【通し番号】7

【改正箇所】第5章第2節第2(1)監査に関するもの

改正	現行
<p>○ 監査を行った場合には、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書（省令様式第22号）により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。</p> <p><u>○ なお、監査報告書「6 監査実施者」について、「①監理責任者」欄には、<u>実地訪問の有無にかかわらず、監査対象実習実施者の実習監理を担当する監理責任者名を記載してください。「②補助者」欄には、①の監理責任者の指揮の下に、<u>実地で監査を行った職員を全員記載してください。</u></u></u></p>	<p>○ 監査を行った場合には、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書（省令様式第22号）により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正	現行
<p>○ この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。</p> <p><u>○ 臨時監査を実施した場合は、当該結果について原則として、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書により実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告してください。</u></p> <p>○ <u>上記の例外として、</u>技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が疑われる情報を得た場合については、<u>技能実習生の保護や早期の事案の解明が求められることから、迅速かつ確実に臨時監査を実施し、速やかに監査報告書により報告する必要があります。</u></p> <p><u>具体的には、</u>臨時監査後、電話等により、その概要を直ちに実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に連絡するとともに、当該監査の実施結果については、監査報告書によりとりまとめの上、遅くとも<u>臨時監査実施後2週間以内に同課に報告</u>することが求められます。<u>この場合、技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が認められた場合は、技能実習生と加害者との間で和解があった等の理由の有無にかかわらず、報告する必要があることに留意してください。</u></p>	<p>○ この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○ <u>特に</u>技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が疑われる情報を得た場合については、迅速かつ確実に臨時監査を実施する必要があります。</p> <p><u>また、</u>臨時監査後、電話等により、その概要を直ちに実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所に連絡するとともに、当該監査の実施結果については、監査報告書によりとりまとめの上、<u>速やかに同課に報告する必要があります。</u></p> <p><u>具体的には、</u>監査報告書について、<u>技能実習生の保護や早期の事案の解明が求められることから、臨時監査実施後、遅くとも2週間以内に報告</u>することが求められます。</p>

【通し番号】9

【改正箇所】 第5章第2節第3 財産的基礎に関するもの

改正	現行
<p>※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており(技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており (技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。</p> <p><u>※ 債務超過の解消が確実視されるものとして許可を行った場合には、債務超過の解消を許可の条件として付します。なお、許可条件を満たさない場合は、取消の事由に該当することになります。</u></p>

【通し番号】10

【改正箇所】第5章第2節第7(3)法令違反・問題の発生状況に関するもの

改正	現行
<p>○「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意する必要があります。</p> <p>※ 「改善命令」は技能実習法第36条第1項に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が行う改善命令です。</p> <p>① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。<u>ただし、「優良」の判断について、申請後に生じた事情も勘案して行います。</u></p>	<p>○「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意する必要があります。</p> <p>※ 「改善命令」は技能実習法第36条第1項に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が行う改善命令です。</p> <p>① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。</p>

改正	現行
<p>イ 便宜供与を受けていないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所は、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する建物等に設置しないこと <u>(※)</u>。 <p><u>※ 団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者以外の者が所有する建物等であっても、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から転借（有償無償を問わない。）している場合には、便宜供与を受けているものとして判断されることとなります。</u></p> <p>これらの者が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。</p> <p>その上で、プライバシー確保に関する措置については、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。 	<p>イ 便宜供与を受けていないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所は、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する建物等に設置しないこと。 <p><u>(新設)</u></p> <p>これらの者が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。</p> <p>その上で、プライバシーの確保に関する措置については、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。

【通し番号】12

【改正箇所】第5章第3節第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

改正	現行
<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第 26 条第 4 号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に 応じて該当性が判断されることとなります。</p> <p>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 入管法第 73 条の 2 第 1 項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）<u>を行い、唆し、又はこれを助けた者</u></p> <p>ウ （略）</p>	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第 26 条第 4 号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に 応じて該当性が判断されることとなります。</p> <p>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 入管法第 73 条の 2 第 1 項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）<u>に及んだ者</u></p> <p>ウ （略）</p>

改正	現行
<p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p> <p><u>※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機構の地方事務所・支所の指導課に提出する必要があります（規則第52条第2号、P202参照。）。</u></p>	<p>○ 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。</p>

改正	現行
<p>○ 「実習先の変更」については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による場合に認められます。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。</p> <p><u>○ 技能実習生本人から、又は実習実施者を通じて「実習先変更希望の申出書」(参考様式第1-44号)によって転籍希望の申出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」(第4章第2節第3(3)参照。)があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(参考様式第1-45号)の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります。</u></p>	<p>○ 「実習先の変更」については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による場合に認められます。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。</p> <p><u>(新設)</u></p>

【通し番号】15

【改正箇所】 第5章第 11 節 事業の休廃止(技能実習法第34条)

改正	現行
<p>○ 監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書（省令様式第19号）を提出しなければなりません。</p> <p>なお、監理事業は休廃止せず、一部の監理事業所を休廃止する場合は、変更届出書（省令様式第17号）を提出してください。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>○ 監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書（省令様式第19号）を提出しなければなりません。</p> <p>なお、監理事業は休廃止せず、一部の監理事業所を休廃止する場合は、変更届出書（省令様式第17号）を提出してください。</p> <p><u>○ 監理事業を休廃止した場合も、休廃止した事業年度に係る事業報告書（省令様式第23号）の提出は必要です。</u></p>

改正	現行
<p>○ この事業報告書は、毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度）に係る報告書を提出することとされています。<u>なお、報告年度末までに監理許可を受けた場合は、当該年度に技能実習生の受入れを行っていかなくても報告書の提出は必要です。（削除）</u>例えば、7月1日から監理事業を開始した場合には、7月1日から翌年3月31日までの監理事業に関する事業報告書を作成し、翌年5月31日までに提出することとなります。</p> <p>○ <u>監理団体が、報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を廃止した場合には、事業報告書を提出する必要はありません。</u></p> <p>○ <u>報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を休止した、又は報告年度の前から監理事業を継続して休止している場合には、報告年度前から休止している場合も含めて報告書の提出が必要です。</u></p>	<p>○ この事業報告書は、毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度）に係る報告書を提出することとされています。</p> <p>○ <u>したがって、例えば、7月1日から監理事業を開始した場合には、7月1日から翌年3月31日までの監理事業に関する事業報告書を作成し、翌年5月31日までに提出することとなります。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正	現行
<p>○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。</p> <p>具体的には、技能実習生に対して、<u>本人が所有する携帯電話等の私物</u>を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、<u>健康保険証（健康保険証として使用する個人番号カード（マイナンバーカード）を含む。）を取り上げるなどの必要な医療機関の受診を阻害する行為</u>、<u>宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）</u>等が想定されます。</p>	<p>○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。</p> <p>具体的には、技能実習生に対して、<u>他の者との通信を禁止するために携帯電話等</u>を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、<u>宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）</u>等が想定されます。</p>

【通し番号】18

【改正箇所】参考様式第1-44号(新設)

改正	現行
<u>参考用式第1-44号</u> <u>実習先変更希望の申出書</u> <u>(以下略)</u>	<u>(新設)</u>

【通し番号】19

【改正箇所】参考様式第1-45号(新設)

改正	現行
<u>参考用式第1-45号</u> <u>実習先変更希望の申出に係る対応通知書</u> <u>(以下略)</u>	<u>(新設)</u>

【通し番号】20

【改正箇所】別紙⑧ 参考様式第2-16号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

改正				現行			
団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
1 農業関係（ <u>3</u> 職種 <u>7</u> 作業）				1 農業関係（ <u>2</u> 職種 <u>6</u> 作業）			
コード	職種	作業	取扱いの有 無	コード	職種	作業	取扱いの有 無
(略)				(略)			
<u>1-3-1</u>	<u>林業</u>	<u>育成・ 素材 生産 作業</u>		<u>(新設)</u>			
(略)				(略)			
4 食品製造関係（11 職種 <u>19</u> 作業）				4 食品製造関係（11 職種 <u>18</u> 作業）			
コード	職種	作業	取扱いの有 無	コード	職種	作業	取扱いの有 無
(略)				(略)			
4-6-1	牛豚 食肉 処理 加工 業	牛豚 部分 肉製 造作 業		4-6-1	牛豚 食肉 処理 加工 業	牛豚 部分 肉製 造作 業	
<u>4-6-2</u>		<u>牛豚 精肉 商品 製造 作業</u>		<u>(新設)</u>			
4-7-1	ハム・ ソー セー ジ・ベ ーコン 製造	ハム・ ソーセ ージ・ ベーコ ン製 造作 業		4-7-1	ハム・ ソー セー ジ・ベ ーコン 製造	ハム・ ソーセ ージ・ ベーコ ン製 造作 業	
(略)				(略)			

【通し番号】21

【改正箇所】別紙②-1

改正	現行
<p>○その他の資料等 必要な書類欄 返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚</p> <p>書式欄 長型3号封筒 ※<u>110</u>円分の切手を貼付</p> <p>留意事項欄 ・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に<u>110</u>円分の切手を貼付してください。 <u>※ 郵便料金に変更された場合は、必要な切手の金額が変わりますのでご注意ください。</u></p> <p>必要な書類欄 返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚 （省略）</p> <p>留意事項欄 ・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は<u>600</u>円です。 <u>※ 郵便料金に変更された場合は、必要な切手等の金額が変わりますのでご注意ください。</u></p>	<p>○その他の資料等 必要な書類欄 返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚</p> <p>書式欄 長型3号封筒 ※<u>84</u>円分の切手を貼付</p> <p>留意事項欄 ・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付してください。 <u>(新設)</u></p> <p>必要な書類欄 返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚 （省略）</p> <p>留意事項欄 ・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は<u>520</u>円です。 <u>(新設)</u></p>

改正	現行
<p>○その他の資料等 必要な書類欄 返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚</p> <p>書式欄 長型3号封筒 ※<u>110</u>円分の切手を貼付</p> <p>留意事項欄 ・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に<u>110</u>円分の切手を貼付してください。 <u>※ 郵便料金に変更された場合は、必要な切手の金額が変わりますのでご注意ください。</u></p> <p>必要な書類欄 返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚 （省略） 留意事項欄 ・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は<u>600</u>円です。 <u>※ 郵便料金に変更された場合は、必要な切手等の金額が変わりますのでご注意ください。</u></p>	<p>○その他の資料等 必要な書類欄 返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚</p> <p>書式欄 長型3号封筒 ※<u>84</u>円分の切手を貼付</p> <p>留意事項欄 ・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に<u>84</u>円分の切手を貼付してください。 <u>（新設）</u></p> <p>必要な書類欄 返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚 （省略） 留意事項欄 ・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は<u>520</u>円です。 <u>（新設）</u></p>

改正				現行			
移行対象職種・作業の一覧				移行対象職種・作業の一覧			
<u>1</u> 農業・林業関係 (<u>3</u> 職種 <u>7</u> 作業)				<u>二</u> 農業関係 (<u>三</u> 職種 <u>六</u> 作業)			
コード	職種	作業	取扱いの有 無	コード	職種	作業	取扱いの有 無
(略)				(略)			
<u>1-3-1</u>	<u>林業</u>	<u>育林・ 素材 生産 作業</u>		<u>(新設)</u>			
(略)				(略)			
<u>4</u> 食品製造関係(<u>11</u> 職種 <u>19</u> 作業)				<u>四</u> 食品製造関係(<u>十一</u> 職種 <u>一八</u> 作業)			
コード	職種	作業		コード	職種	作業	
(略)				(略)			
4-6-1	牛豚食肉処 理加工業	牛豚部分肉 製造作業		4-6-1	牛豚食肉処 理加工業	牛豚部分肉 製造作業	
<u>4-6-2</u>		<u>牛豚精肉商 品製造作業</u>		<u>(新設)</u>			
4-7-1	ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン製造	ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン製造作業		4-7-1	ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン製造	ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン製造作業	
(略)				(略)			